

よくあるご質問

2026年6月24日現在
記載の内容は予告なく改定されることが
ありますのでご了承ください

償還免除申請に関すること

<免除の対象について>

Q1.自分が免除に該当するかわかりません。

A1.県社協HPに記載されている償還免除のご案内（フロー図）で確認できます。それでもご不明な場合はコールセンターへ問い合わせください。

Q2.住民税非課税の償還免除の申請はいつまでできますか？

A2.特に期日はありませんが、住民税非課税で免除を希望する場合はなるべく早めにご申請ください。

Q3.免除申請の結果は、いつ頃わかりますか？

A3.申請いただいてから2ヶ月～3ヶ月ほどで登録済みのご住所に結果をお送りします。
※申請書類に不備があった場合は、結果が出るまでに時間がかかることがあります。
※多くの申請をいただいており、順次審査を行っておりますので、個別の審査状況の問い合わせはご遠慮ください。

Q4.住民税が非課税の場合はすべての貸付がまとめて免除になりますか？

A4.まとめて免除にはなりません。
ただし、それぞれの資金種類で免除要件を満たしている場合、1枚の免除申請書で複数貸付の免除を申請することができます。免除申請書の上部に申請したい貸付の貸付コードを記入し、必要な年度の非課税証明書を全て添付してください。

例）総合支援資金（延長）と総合支援資金（再貸付）の免除申請を同時に行いたい場合

① 該当の貸付コードを記入

緊急小口資金	総合支援資金（初回）	総合支援資金（延長）	総合支援資金（再貸付）
		411 * * * *	402 * * * *

② それぞれ必要な非課税証明書を用意

総合支援資金（延長） → 令和5年～令和8年のいずれかの非課税証明書1部
総合支援資金（再貸付） → 令和6年～令和8年のどちらかの非課税証明書1部

Q5.住民票上で世帯分離をした場合に免除申請はできますか？（住所は同じだが単身世帯に変わっている等）

A5.免除申請はできます。しかし、償還免除を受けるために、世帯分離をした場合は償還免除には該当しません。

Q6.借受人が婚姻等により世帯状況が貸付時と変わり、借受人が非課税、世帯主が課税である場合償還免除になりますか？

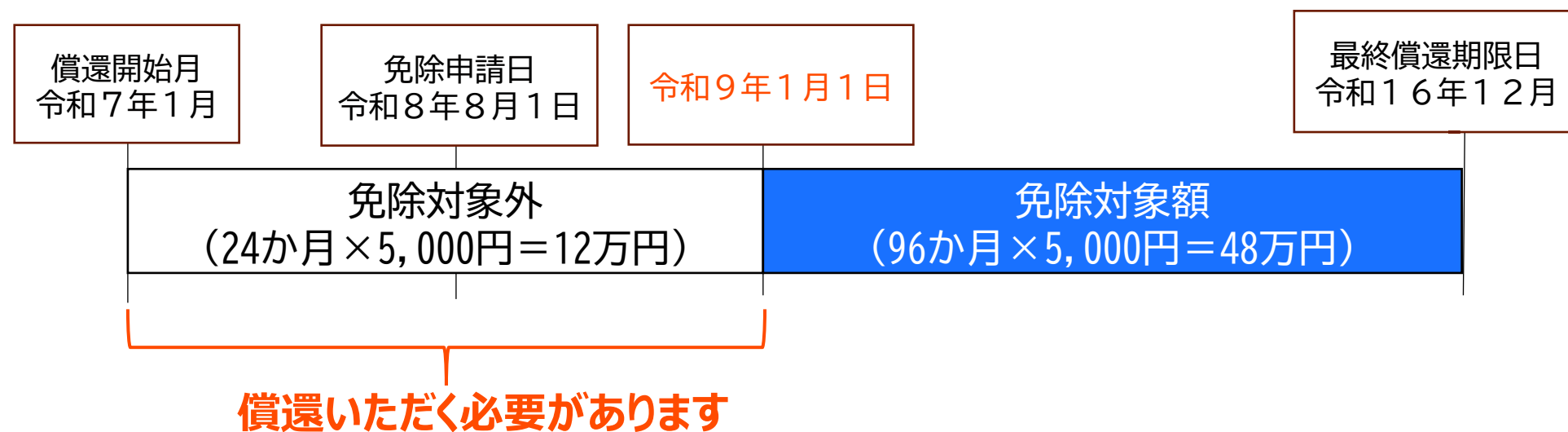
A6.借受人の住民税が非課税（均等割・所得割の両方）であれば償還免除の対象となります。

償還免除申請に関すること

Q7.令和7年度までは住民税課税のため免除になりませんでした。令和8年度は非課税でしたが、免除の申請はできますか？

A7.免除の申請は可能です。ただし、全額免除にはなりません。令和8年度の住民税が非課税だった場合、令和9年1月1日以降に予定されている償還計画額のみが免除の対象となります。

【例）総合支援資金（再貸付）60万円借入 月5,000円/120回払いの場合】



<申請書類について>

Q1.免除申請書を書き間違えました。

A1.間違えた箇所を二重線で消し、その上部の余白に正しく記入し直してください。
(訂正印は不要です)

Q2.免除申請書を無くしてしまいました。どうすれば良いでしょうか？

A2.再送いたしますので、コールセンターまでご連絡ください。

Q3.住民税の非課税証明書はどうやって入手したらよいですか？

A3.お住まいの地域の市町村役場の課税担当にお問い合わせください。
住民税の均等割と所得割の両方が非課税となっている場合、免除の対象となります。

Q4.貸付を受けた後に転居をしていて、免除申請書類が届いていません。

A4.まずは住所変更の手続きが必要です。よくあるご質問「各種変更届に関すること」をご覧ください。

【問い合わせ先】 〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>